民事再生事件等手続費用一覧表

名古屋地方裁判所が公表している資料の抜粋

【通常再生事件の申立て】

収入印紙	1万円								
申立書	正本1通,副本2通								
		50人未満	(120 円, 82 円, 20 円, 10 円) × (債権者数+20) 札 1 円×50 枚					女+20)枚	
	債	50~200人	(120円, 82円, 20円, 10円) ×50枚						
郵便切手	権		1000 円×債権者 10 人ごとに 2 枚						
	者		1 円×50 枚						
	数	201~500人	(120円, 82円, 20円, 10円) ×100枚						
			1000 円×債権者 10 人ごとに 2 枚						
			1 円×50 枚						
		501人以上	事案ごとに検討しますので、事前にご相談ください						
予納金		監督委員選任型	負	1 億円	月未清	肯		200 万円	
		(法人等)	債	1 億円 ~	10	億円未満		250 万円	
			額	10 億円 ~	30	億円未満		300 万円	
				30 億円 ~	50	億円未満		350 万円	
				50 億円 ~	100	億円未満		500 万円	
				100 億円 ~	250 億円未満			900 万円	
				250 億円 ~	500 億円未満			1000 万円	
				500 億円 ~ 1	1000	億円未満		1200 万円	
				1000 億	門以上			1300 万円	
		監督委員選任型	従	なし又は親族の	負	5000 万円未済	茜	40 万円	
		(個人事業者)	業	み	債	5000 万円以_	Ŀ	60 万円	
			員	5名以下	額	1 億円未満		80 万円	
			数			1 億円以上		150 万円	
				5名を超える 法人と同様					
		調査委員選任型	-	30万円					
		(非事業者等)							

【個人再生事件の申立て(小規模個人再生事件・給与所得者等再生事件 共通)】

収入印紙	1万円									
申立書	正本1通									
	代理人申立の場合	基本	120 円×	(債権者数×2)						
	※裁判所で書面を受領	住宅資金特別条項を	20 円×	債権者数						
	する場合	定める場合の加算								
	遠方の代理人申立,本		120 円×	(債権者数×2)						
郵便切手	人申立(司法書士関与		120 円×	1						
	事件を含む)の場合	基本	82 円×	5						
			10 円×	10						
	※郵送で書面を受領す		1 円×	10						
	る場合	住宅資金特別条項を	20 円×	債権者数						
		定める場合の加算								
予納金	原則	12,268円								
	個人再生委員を選任す	15万円~(事案によって増減します)								
	る場合の加算									